

パブリックコメント手続結果

令和 4 年 3 月 30 日

案件名	東松山市文化芸術推進基本計画		
案の公表期間 (意見募集期間)	令和3年12月27日	(月) ~	令和4年1月17日 (月)
意見提出者数	1 人		
担当部署 (問合せ先)	生涯学習部 Tel (0493) 21-1431	生涯学習課 (直通)	(文化振興グループ) 東松山市役所総合会館2階

●提出された意見の概要及び市の考え方

No.	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>■計画全体</p> <p>(1) P1「2 計画の位置づけ」で「本計画は&lt;中略&gt;文化芸術分野の具体的な方向性を示すための計画」、またP2「4計画が対象となる範囲」で「具体的な文化芸術施策の展開を図る」とされています。それならば、P12以降では「取組例」の例示でなく、より具体的な事業内容を列挙すべきです。</p> <p>(2) P1「2 計画の位置づけ」で本計画の上位計画として示されている「第2期市教育振興基本計画」では、基本目標ごとに施策と主な取組を実施する担当課も明記されています。本計画が、上位計画に基づきその具体化を図るものであれば、上位計画に示した基本目標・施策・主な取組をより具体化すべきです。</p> <p>(3) P1にある上位計画「第2次市社会教育推進計画(案)」にある「市民文化センター事業の充実」「文化団体協議会との協働」が、本計画に反映されていません。反映された計画を提示ください。</p>	<p>(1) 取組例は、上位計画に基づいた文化芸術施策の具体的な事業内容として記載しています。事業のより具体的な実施内容は、個別の実施計画等で検討します。</p> <p>(2) 上位計画と整合性のある取組を進めるため、11頁以降の「4 基本施策」には上位計画に掲げる基本目標等を反映しています。それらに基づく事業の具体的な実施内容は、個別の実施計画等で検討します。</p> <p>(3) 市民文化センターは指定管理者制度を導入し、専門的なノウハウをいかにしながら事業を展開しています。11頁「4 基本施策」の(1)鑑賞機会の充実には、同センターを含む文化施設の活用や文化芸術団体との連携等について記載しています。23頁「1 推進体制」では、市民や文化芸術団体、事業者との協働について記載しており、文化団体協議会は「文化芸術団体」に含まれるものと考えます。</p>
2	<p>■第3章 文化芸術施策-4 基本施策</p> <p>(1) 「施策の方向性」や「その取組例」では、その実施主体や関係団体との役割分担など、計画の実効性を確保する工夫が必要と考えます。</p> <p>(2) P12以降の成果指標の目標値は計画の進捗管理に必要であり、目標の根拠の記載をお願いします。また、目標の達成のための人的・資金的な措置計画も記載してほしいです。</p> <p>(3) P15, 19, 20, 21の施策についての指標を提示してください。</p>	<p>(1) 実施計画等により、実効性の担保に努めます。</p> <p>(2) 成果指標の目標値は現況値を基準に、上位計画やアンケート調査結果、他市町村や県の計画を参考に達成の度合いを設定しています。人材や財源の確保については年度ごとに議決を得る必要があることから、基本計画に記載することは難しいと考えます。</p> <p>(3) 東松山市文化芸術推進条例第1条に定めるとおり、文化芸術施策は心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としており、目的の達成のため各施策を推進しますので、すべての項目に成果指標を設定することは考えていません。</p>

No.	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
3	<p>■第3章 文化芸術施策－4 基本施策（1）鑑賞機会の充実</p> <p>（1）P11 施策の方向性の中の「気軽に鑑賞できるイベントの充実」の「充実」についてより具体的な説明をいただきたいと思ひます。また、このことに関する指標も提示してください。</p> <p>（2）P11 施策の方向性の中の「市と文化施設＜中略＞特色を生かし、連携と役割分担＜中略＞文化芸術事業の展開」の指標を提示してください。</p> <p>（3）P11 施策の方向性の中の「子どもや高齢者、子育て世代、障がいのある人などすべての市民が」とありますが、指標ではすべて含めた人の鑑賞した割合でしか提示されていません。立場等の異なる市民の割合を提示してください。</p>	<p>（1）「充実」とは、実施回数の増加や実施場所の拡充、魅力的な事業内容の実施などを指します。成果指標については前述（項目No.2（3））のとおりです。</p> <p>（2）前述（項目No.2（3））のとおりです。</p> <p>（3）ここで述べている文化芸術の鑑賞機会は、分け隔てなくすべての市民の参加を促すものであるため、成果指標で立場等の異なる市民の割合を提示することは考えていません。</p>
4	<p>■第3章 文化芸術施策－4 基本施策（2）文化芸術活動の推進－施策の方向性</p> <p>（1）P13 施策の方向性の中の「市民が交流できる場と機会を提供」について、指標を提示してください。</p> <p>（2）P13 「文化芸術団体が行う活動を支援し、団体間の交流を促進」とは、具体的に誰がどのように促進していくか説明してください。</p> <p>（3）P13 「高齢者や後継者の人材不足等に対する支援の仕組みの研究」とは、どのような人（組織）が研究していくのですか。説明をお願いします。</p> <p>（4）P13 「文化施設の＜中略＞整備や改修」とありますが、ほとんどの文化施設が老朽化している状況で、市として文化施設の刷新を検討していることはないのでしょうか。</p> <p>（5）P13 成果指標「教育委員会による後援事業の件数」と施策の方向性との関係がよくわかりません。関連性のある指標をお願いします。</p>	<p>（1）前述（項目No.2（3））のとおりです。</p> <p>（2）市、事業者、文化芸術団体が連携し、イベント等を通じて促進します。</p> <p>（3）市、事業者、文化芸術団体が連携し、他市町村の先進的な取組事例等を参考にしながら研究します。</p> <p>（4）市の「公共施設長寿命化計画」に基づき、適正な維持管理に努めることを記載しています。</p> <p>（5）文化芸術活動を行う団体等が開催する発表会や展覧会などの後援を通じて広報活動を支援していることから、施策の方向性と関連性があると考えます。</p>
5	<p>■第3章 文化芸術施策－4 基本施策（2）文化芸術活動の推進－成果指標</p> <p>（1）P14 指標名「文化芸術活動をした人の割合」について、審議会の審議過程で低く変更されたようですが、令和3年度から8年度までの5年間の伸びが8.4%で、目標値が30%とは低い感じがします。目標値設定の根拠を説明してください。</p> <p>（2）P14 指標の内容「アンケート調査において、文化や芸術に関する活動が盛んだと思う」とありますが、「盛ん」という言葉は抽象的で指標と成り得ません。市民に分かりやすい具体性のある調査をお願いします。また、目標値及び伸びについても低い感じがします。目標値設定の根拠を提示してください。</p> <p>（3）P13, 14の指標については、方向性を十分反映したものにはなっていないと思ひます。関連のある指標を設定してください。</p>	<p>（1）成果指標については、前述（項目No.2（2））のとおりです。</p> <p>（2）指標内容は、市民の文化芸術への興味関心や文化芸術活動に対する認知度などを把握するために必要な成果指標であると考えます。なお、アンケートでは「盛んだと思う理由」について具体的に尋ねる設問も設定しており、設問内容については次回調査時に検討します。目標値の設定については、前述（項目No.2（2））のとおりです。</p> <p>（3）13頁の成果指標については、前述（項目No.4（5））のとおりです。14頁の成果指標は、基本施策の（2）文化芸術活動の推進そのものに深く関わる成果を数値化して把握するために必要な成果指標であると考えます。</p>

No.	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
6	<p>■第3章 文化芸術施策－4 基本施策 (3)文化芸術情報の収集と提供</p> <p>P15 施策の方向性の中の「広報ひがしまつやま、〈中略〉従来からの取組を充実」とありますが、充実のために希望するすべての文化芸術活動を掲載することは困難だと思います。掲載する活動はどのようなものか提示してほしいと思います。</p>	<p>市広報紙への掲載は市政情報や市民生活に与える影響が大きい情報の優先度が高いことから、その情報の優先度や紙面の都合により、庁内で協議の上、決定します。</p>
7	<p>■第3章 文化芸術施策－4 基本施策 (7)文化芸術活動を担う人材の育成と活用</p> <p>P20 施策の方向性の中の「人材の発掘・育成のための支援」の「支援」には、人的な支援も含めた財政措置が必要だと思います。そのための計画の提示をお願いします。</p>	<p>財政措置については、前述（項目No.2（2））のとおりです。</p>
8	<p>■第3章 文化芸術施策－4 基本施策 (9)観光・産業・子育て・福祉などの関連分野との連携－成果指標</p> <p>(1)P22 施策の方向性の中の「様々な分野との連携を図り」の「様々な分野」とは何でしょうか。指標を提示してほしいです。</p> <p>(2)P22 施策の方向性の中の「市内の文化施設の認知度の向上〈中略〉図る取組について研究」は、誰がどのように進めていくか、提示してください。</p>	<p>(1)9頁「2 基本理念」に記載のとおり、観光・産業・子育て・まちづくり・国際交流・福祉・教育その他の関連する分野を指します。成果指標については、前述（項目No.2（3））のとおりです。</p> <p>(2)ここで記載しているのは「文化施設」ではなく「文化資源」です。市、事業者、文化芸術団体が連携し、他市町村の先進的な取組事例等を参考にしながら取り組みます。</p>
9	<p>■第3章 文化芸術施策－4 基本施策 (9)観光・産業・子育て・福祉などの関連分野との連携－成果指標</p> <p>P22 成果指標の目標値は1度でもどこかで行えば目標達成となるのですか。実施回数や健常者との交流も含めた指標を希望します。</p>	<p>ご認識のとおり、1回以上実施した場合は目標達成となります。</p>
10	<p>■第4章 計画の推進－1 推進体制 (4)事業者の役割</p> <p>(1)P23「事業者」とは具体的にどういう方ですか。また、どのようにはたらきかけていくのですか。説明を加えてください。</p> <p>(2)当市には文化事業を推進する組織として財団法人東松山文化まちづくり公社がありますが、それはP23のどの推進組織に該当しますか。説明をお願いします。</p>	<p>(1)「事業者」とは、P28「東松山市文化芸術推進条例（逐条解説）」に記載のとおり、利益を目的とする市内の団体を指します。その専門知識や技術、経済力をいかし、文化芸術の活性化に寄与することが期待されることから、東松山市文化芸術条例や本計画を広く周知することで事業者に働きかけてまいります。</p> <p>(2)事業者に該当します。</p>